

さぬき市教育振興基本計画

【2019年度～2022年度】

平成31年3月

さぬき市教育委員会

= 目次 =

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象範囲	3
5 計画の進捗管理	3

第2章 基本計画

第1節 『さぬき市教育大綱』に掲げる教育理念と 教育施策の基本となる方針	4
第2節 施策の展開	4
方針1 生涯にわたって学び、しなやかに「生き抜く力」を持つひとづくり	
(1) 「確かな学力」を培う学校教育の充実	6
(2) 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実	8
(3) 特別支援教育の推進	9
(4) 質の高い学校教育を支える環境の整備と充実	11
(5) ライフステージに応じた多様な生涯学習の推進	14
方針2 「ふるさと」に学び、それを愛し、さぬき市を誇りに思うひとづくり	
(1) 地域の歴史・文化に親しむ取組の推進	17
(2) 文化財の積極的な保存と活用	19
(3) 家庭・地域の人材等を活用した取組の充実	20
(4) 国内友好都市等交流事業の推進	23
方針3 あらゆる市民の人権を尊重し、協調と連帯の心を持つひとづくり	
(1) 人権教育・啓発活動の推進と充実	25
(2) 各学校（園）における人権教育推進体制の構築	27
(3) いじめや不登校問題等への対応	28
(4) 経済的援助による就学・進学支援の推進	30
方針4 生命の尊重と健康の増進に努め、活力ある心身を育むひとづくり	
(1) 読書を通じた学びへの支援	32
(2) 学校における体力づくりの推進	34
(3) 学校保健の充実と生きる力を育む食育、防災教育の推進	35
(4) 地域スポーツ団体の育成と生涯スポーツの定着化	38
(5) 芸術文化活動の振興と自主的な活動の推進	40
(6) 青少年健全育成活動の推進	41

第3章 教育施策の実現に向けて	43
付 録	
用語の解説	46
さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	53
さぬき市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	54
策定過程	55

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、2013（平成25）年度に『さぬき市教育振興基本計画』を策定し、中間見直しによる延長を含め、2018（平成30）年度まで、当該計画に基づき教育施策を推進してきました。

この間我が国の社会情勢は、人口減少・高齢化の進展、急速な技術革新、子どもの貧困問題の深刻化等、大きく変化しており、今後、その変化の速度は、ますます増していくと予想されます。

また、教育の分野においても、子どもの学力や体力の維持向上、健康・安全の確保、いじめや不登校への対応など、従来からある課題に加えて、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した子どもの犯罪被害の防止や、学校現場における教員の過大な負担の解消、人生100年時代を見据えた生涯学習の重要性の増大など、対処すべき新たな課題が明らかになってきています。

こうした状況を踏まえ、国は、2018（平成30）年6月、教育基本法第17条第1項に基づき、第3期『教育振興基本計画』を定め、2030年以降の社会を展望した教育政策の在り方と、今後5年間の教育政策の目標及び施策を示しました。

一方、本市では、人口減少や高齢化、それに伴う地域コミュニティの希薄化、大規模災害への対応等、市が抱える課題に対応すべく、2015（平成27）年度から2026（平成38）年度までを計画期間とした『第2次さぬき市総合計画』を策定し、「自然豊かで人いきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき」を将来像として掲げ、まちづくりを進めています。

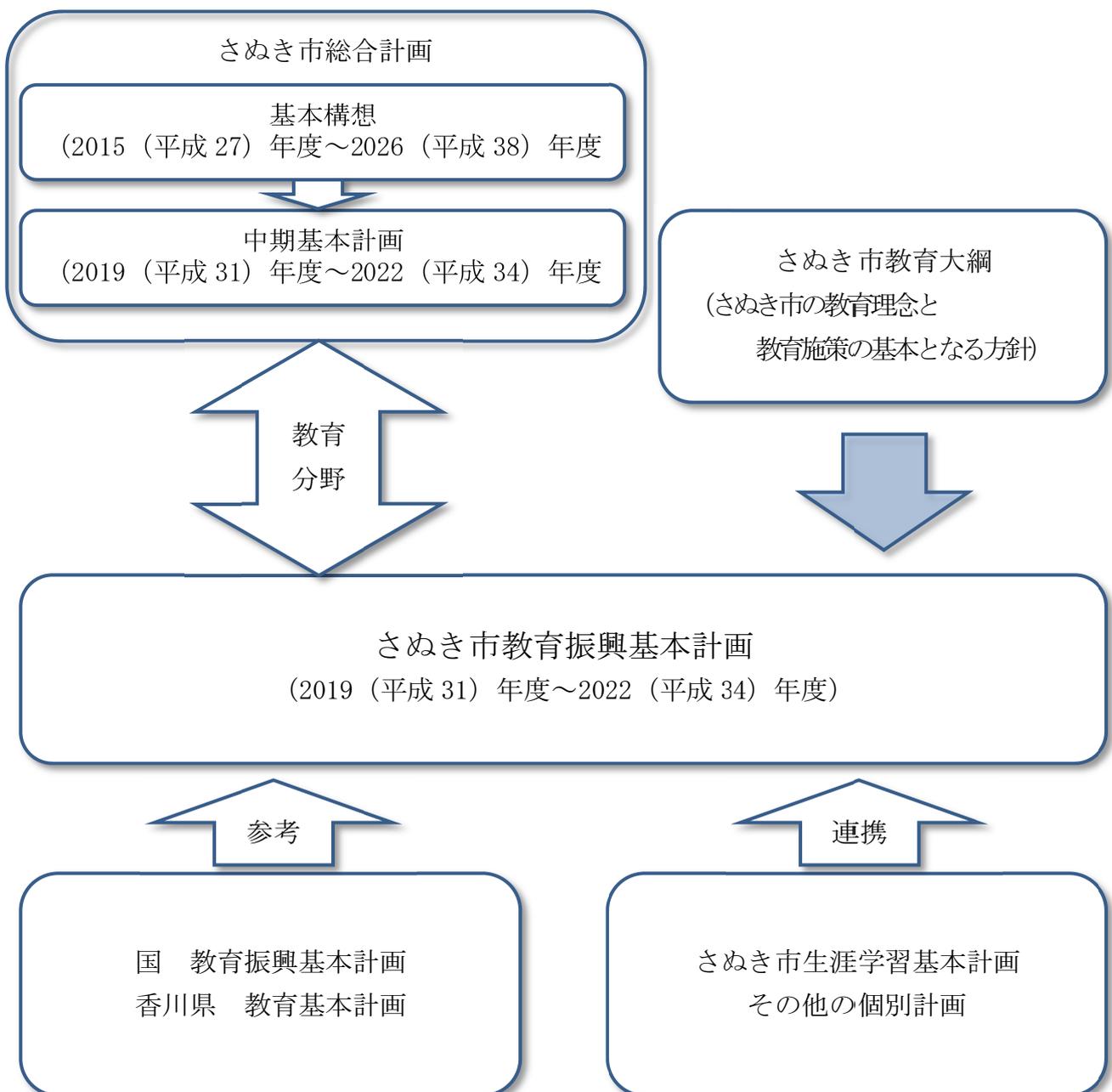
また、教育分野においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い市長が策定することとされた、教育の振興に関する施策の大綱を『さぬき市教育大綱』として策定し（2016（平成28）年1月策定、2019（平成31）年3月改訂）、本市の教育の理念と施策の基本を定めました。

この度、このような本市の状況や国・県の計画等を踏まえ、総合計画に掲げる目標の達成を目指すとともに、『さぬき市教育大綱』に掲げる教育理念の実現のため、教育分野の具体的な施策とその推進策を定める第2次『さぬき市教育振興基本計画』を、ここに策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する、さぬき市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、この計画は、さぬき市総合計画に掲げる基本施策のうち、教育に関する基本施策を推進するための分野別計画に相当するものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、さぬき市の全ての教育施策と学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めた『さぬき市教育大綱』にのっとり、さぬき市における教育施策を推進するための具体的な施策を定めるものです。



3 計画の期間

この計画の期間は、2019年度（平成31）年度を初年度とし、2022年度（平成34）年度までの4年間とします。

年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)	2026 (H38)
期間	第2次さぬき市総合計画前期基本計画				同 中期基本計画				同 後期基本計画			
	さぬき市教育振興基本計画（第1次） (2013 (H25) ~)				さぬき市教育振興基本計画（第2次）							
	さぬき市生涯学習基本計画											
	さぬき市子ども・子育て支援計画											

4 計画の対象範囲

この計画の対象範囲は、教育委員会の権限に属する施策・事業を基本としています。

ただし、他の部局が所管する施策・事業で、この計画に関係するものについては、さぬき市総合計画中期基本計画及び他の個別計画に基づき、関係部局と連携し、推進します。

5 計画の進捗管理

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、学識経験者の所見を付した報告書を作成し、市議会に報告するとともに、公表しています。

さぬき市教育振興基本計画についても、この報告書により進捗状況の把握と、点検・評価を行い、必要に応じて教育施策の改善や見直しを行います。

第2章 基本計画

第1節 『さぬき市教育大綱』に掲げる教育理念と教育施策の基本となる方針

『さぬき市教育大綱』では、さぬき市の教育理念を次のように掲げています。

さぬき市は、地域・保護者の皆さんとともに、
人と人、過去と未来をつなぐため
人間としての根っこを育て、
多彩な「さぬきびと」を育みます。

また、この教育理念の実現のため、次に掲げる4つの方針を、さぬき市の教育施策の基本として定めています。

- 1 生涯にわたって学び、しなやかに「生き抜く力」を持つひとづくり
- 2 「ふるさと」に学び、それを愛し、さぬき市を誇りに思うひとづくり
- 3 あらゆる市民の人権を尊重し、協調と連帯の心を持つひとづくり
- 4 生命の尊重と健康の増進に努め、活力ある心身を育むひとづくり

第2節 施策の展開

教育大綱に掲げたこれら4つの基本的な方針に基づき、さぬき市総合計画中期基本計画に掲げる主要な施策を次のとおり実施するものとし、併せて、その具体的な推進策を定めます。

方針1 生涯にわたって学び、しなやかに「生き抜く力」を持つひとづくり

少子高齢化と人口減少、グローバル化の進展、AIの進化、更には地球温暖化や大規模災害等により、今後の社会変化を予測することがますます困難になってきています。しかし、このような不透明な時代にあってもなお、しなやかに生き抜く力を培うために、市民が安全に安心して学び続けられる環境を整え、生涯にわたって主体的に「学び」を求め続ける心を育みます。（『さぬき市教育大綱』）

主要な施策

- (1) 「確かな学力」を培う学校教育の充実
- (2) 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実
- (3) 特別支援教育の推進
- (4) 質の高い学校教育を支える環境の整備と充実
- (5) ライフステージに応じた多様な生涯学習の推進

(1) 「確かな学力」を培う学校教育の充実

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策22「学校教育の充実」(P79)】

学習意欲を高め、基礎・基本の確実な定着を図るための取組の推進

分かる授業づくりや学んだことを活用する場の設定に努めるなど、学習意欲を高め、基礎・基本の確実な定着を図ります。そのために、全ての教科の基礎となる言葉の力を身に付けられるよう、言語活動の充実に努めます。

また、習得すべき知識・技能を繰り返し指導し、学んだ内容を生活に生かす力を育てます。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	学校訪問・要請訪問による指導状況の把握と効果的な指導の在り方の実践			
	全国学力・学習状況調査、県学習状況調査の分析と改善対策の検討			
	学習指導要領に対応した授業における「年度重点指導項目」の絞り込みと周知			
	支援員の適正な配置・検定料補助等による小中学校における外国語教育の推進			
指標等	中学生の英検受験率 40%	中学生の英検受験率 50%	中学生の英検受験率 55%	全国学力・学習状況調査における平均正答率を香川県と同程度とする。 中学生の英検受験率 60%

家庭学習の充実

学習指導要領の内容に合わせて、全ての小・中学校で、現在作成されている「家庭学習の手引き」(家庭学習の仕方についてまとめたリーフレット)を適宜修正し、各家庭に配布するなどして保護者への啓発に努め、自主学習ノートの活用等により、家庭学習の充実に努めます。

また、家庭学習が苦手な児童生徒に対して、放課後の学習時間を確保するほか、長期休業中に学習相談期間を設けるなど、家庭学習の習慣化に向けた支援の在り方を工夫します。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	「家庭学習の手引」の修正と各家庭への配布（小学校）			
		「家庭学習の手引」の修正と各家庭への配布（中学校）		
	家庭学習の支援の在り方の工夫（例：放課後学習タイム、夏休み学習相談会等）			

道徳教育の推進

「特別の教科 道徳」の時間を核とし、学校教育全体を通じて、各学校において工夫している取組を学年便りや道徳便り等により各家庭に紹介します。また、ふるさと「さぬき市」を誇りに思い、愛着を持てるような内容の教科書等を採択・使用して、道徳教育の充実に取り組みます。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	学年便り・道徳便り等による「特別の教科 道徳」の授業等の取組の紹介			
	「特別の教科 道徳」の教科書等使用（小学校）			
			教科書採択（小学校）	
	「特別の教科 道徳」の教科書等使用（中学校）			
			教科書採択（中学校）	

(2) 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策22「学校教育の充実」(P79)】

就学前における質の高い教育・保育の提供

幼児期に培う力が、就学後の生活や学習に円滑につながるよう、子ども一人ひとりの発達課題や学びの連続性を踏まえ、家庭や地域と連携しながら子どもの育ちを支える教育内容の充実に努めます。

- 幼稚園を含む教育・保育施設で合同研修やキャリアアップ研修を開催し、保育者の資質向上に努め、質の高い就学前教育・保育を提供します。
- 幼稚園、保育所及びこども園の保育者の人事交流を行い、異なる運営の実態に関するお互いの理解を深めます。
- 園だより等による情報発信を充実し、教育・保育の様子や子育ての情報を広く公開して、家庭や地域との協働を図ります。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	保育者の資質向上のための研修会の実施			
	幼稚園、保育所及びこども園の保育者の人事交流			
	園だより等による情報発信の充実			
指標等	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、こども園の合同研修会の実施 3回/年 ・保育者の資質向上を目指すキャリアアップ研修の実施 3回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、こども園の合同研修会の実施 3回/年 ・保育者の資質向上を目指すキャリアアップ研修の実施 3回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、こども園の合同研修会の実施 3回/年 ・保育者の資質向上を目指すキャリアアップ研修の実施 3回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、こども園の合同研修会の実施 3回/年 ・保育者の資質向上を目指すキャリアアップ研修の実施 3回/年

(3) 特別支援教育の推進

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策22「学校教育の充実」(P79)】

特別支援教育の充実と体制整備の推進

特別な支援を要する児童生徒や園児に対し、特別支援教育支援員等を配置することにより、適切な指導や一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行います。

また、効果的な支援方法や発達障害等についての正しい理解を深める研修を充実させることで、特別支援教育支援員等の資質の向上に努めます。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	学校生活支援者・特別支援教育支援員等の適切な配置			
	特別支援教育に関する研修会の実施			
指標等	特別支援教育支援員等の研修会参加率 100%	特別支援教育支援員等の研修会参加率 100%	特別支援教育支援員等の研修会参加率 100%	特別支援教育支援員等の研修会参加率 100%

早期からの教育相談・支援体制構築事業の推進

2012(平成24)年度から取り組んできた早期支援コーディネーターによる巡回訪問、教育相談等を通じて、小学校への就学に際し、特別な支援を要する子ども及びその保護者の不安を解消できるよう、支援をつなぐ体制づくりを充実します。

- 全ての幼稚園、保育所(園)及びこども園を早期支援コーディネーターが巡回し、保育者に対する巡回訪問指導や保護者に対する教育相談等を実施します。また、小学校1年生も対象とし、就学後の支援を継続します。
- 早期支援コーディネーターを中心とした保育者研修を実施し、特別な支援を要する子どもへの理解を深めます。
- 就学前から小学校へ支援をつなぐためのツールとして、就学支援シートを活用します。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な 推進策	早期支援コーディネーターによる巡回訪問指導等			
	早期支援コーディネーターを中心とした保育者研修			
	幼稚園、保育所及びこども園から小学校への接続情報交換会の実施			
	幼稚園への入園前情報交換会の実施			
	就学支援シートの作成			

(4) 質の高い学校教育を支える環境の整備と充実

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策22「学校教育の充実」(P79)】

教職員の働き方改革の推進と資質の向上

学校や社会を取り巻く環境が変化し、児童生徒が抱える課題が多様化する中で、学校や教職員に求められる役割は拡大し、その内容も複雑化、多様化する状況にあります。このような中で、児童生徒への教育を充実させる努力をしている教職員は、長時間にわたる勤務が常態化しており、このことが教職への魅力を低下させ、ひいては、学校教育の質の低下につながるのではないかと懸念されています。今後、学校業務の適正化・効率化や教職員の意識改革を図るなどの働き方改革を推進し、教職員が授業準備や自己研さん、児童生徒と向き合う時間等を確保することで、質の高い授業や個に応じた学習指導ができるよう努めます。

また、教員のキャリアステージに応じた、新採・若年教員研修会や中堅教員研修会、現職教育主任研修会等を実施し、教員の指導力と専門性の向上に努めます。更に、幼・小・中のスムーズな移行を意識した異校種間交流事業等の実践的な研修を通して、教員の資質向上を目指します。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	「さぬき市教職員の働き方改革プラン」の実行			
	中堅教員研修会・現職教育主任研修会・新採(若年)教員研修会の実施			
	異校種間交流事業の継続			
指標等	異校種間交流研修参加 教員数1校当たり2名	・異校種間交流研修参加 教員数1校当たり2名 ・時間外勤務が月80時 間超の教職員0(ゼロ)	・異校種間交流研修参加 教員数1校当たり2名 ・時間外勤務が月80時 間超の教職員0(ゼロ)	・異校種間交流研修参加 教員数1校当たり2名 ・時間外勤務が月80時 間超の教職員0(ゼロ)

学校施設・設備の整備

学校施設・設備の適切な整備を行い、児童生徒等が安心して学べる環境の確保に努めます。また、より良い学習環境の整備に向け未完の学校再編整備の検討を進め、保護者や地域の理解を得ながら、学校規模と配置の適正化を図ります。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	長尾地区及び造田地区の小学校（幼稚園）施設整備に関する保護者協議会			
指標等	施設整備等に伴って行う協議回数	施設整備等に伴って行う協議回数	施設整備等に伴って行う協議回数	施設整備等に伴って行う協議回数

ICT（情報通信技術）を活用した学校教育の情報化の推進

学校教育の情報化の推進に必要な情報機器等の整備をはじめ、教育内容に合わせた設備の充実や教材・教具の整備を計画的に進めます。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	小学校における教育用PCの整備(PC教室更新)			中学校における教育用タブレットの整備(更新)

学校危機管理体制の充実

市内の学校（園）で策定している「危機管理マニュアル」に基づいた避難訓練等を計画的に実施するとともに、防災担当部局と連携して全ての幼稚園、小学校に配布している「園児・児童引き渡しカード」の充実に努めます。

また、緊急地震速報の利用や、地域との連携を図るなど、避難訓練の内容を工夫するとともに、危機管理マニュアルを随時修正します。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	危機管理マニュアルの点検・修正			
	計画的な避難訓練等の実施			
	園児・児童引き渡しカードの作成・配布			
指標等	緊急地震速報を利用した訓練・学習 100%	緊急地震速報を利用した訓練・学習 100%	緊急地震速報を利用した訓練・学習 100%	緊急地震速報を利用した訓練・学習 100%

(5) ライフステージに応じた多様な生涯学習の推進

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策24「生涯学習・スポーツの推進」(P84)】

生涯学習活動の支援

市民が生涯にわたって自ら学ぶ機会を確保できるよう、公民館その他の類似施設を、生涯学習を実践する中心的な場として位置付け、広く市民の利用に提供します。また、市民自らが企画する多様な講座など、市民の自主的な学習活動を支援します。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	公民館等自主講座の企画・実施支援			
指標等	市民による自主企画講座数	市民による自主企画講座数	市民による自主企画講座数	市民による自主企画講座数

公民館等施設の整備と適切な維持管理

公民館等施設は、生涯学習の場としてのほか、地域コミュニティの拠点であるとともに、防災拠点施設としての役割を担っています。このため、常時、施設・設備の状況を的確に把握し、公民館機能を維持するために必要な改修・修繕を実施して、施設の適切な維持管理に努めます。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	公民館等施設の適切な維持管理			
公民館等施設の改修・修繕の実施				
指標等	公民館等施設の改修・修繕に要した費用額	公民館等施設の改修・修繕に要した費用額	公民館等施設の改修・修繕に要した費用額	公民館等施設の改修・修繕に要した費用額

社会教育団体の育成と支援

市民の自主的学習活動の推進や地域コミュニティの維持、更には市民の地域活動への参加を促進する上で、社会教育活動を行う団体の担う役割は、ますます重要となっています。一方で、少子化・高齢化等の影響による会員数の減少といった課題もあります。

引き続き、社会教育関係機関と連携を図り、様々な情報を市民に提供しながら、社会教育活動を行う市民を育成するとともに、関係団体の活動を支援します。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	社会教育活動を行う市民の育成（研修・情報提供の実施等）			
社会教育団体の育成・支援				

方針2 「ふるさと」に学び、それを愛し、さぬき市を誇りに思うひとづくり

IT技術の革新により、人々が世界中の様々な情報を即座に簡単な方法で入手し、それらを直接的・間接的に活用できるような社会が到来しています。このような社会にあって、豊かな自然の懐に抱かれたさぬき市が古代から長年に渡り受け継ぎ保有してきた文化や伝統に学び、その精神の理解を深め「ふるさとさぬき」への愛情と市民としての誇りを育みます。(『さぬき市教育大綱』)

主要な施策

- (1) 地域の歴史・文化に親しむ取組の推進
- (2) 文化財の積極的な保存と活用
- (3) 家庭・地域の人材等を活用した取組の充実
- (4) 国内友好都市等交流事業の推進

(1) 地域の歴史・文化に親しむ取組の推進

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策25「歴史・文化の伝承」(P86)】

ふるさと教育の推進

ふるさとを愛する環境の整備を進め、ふるさとを教材とした教育を推進するため、ふるさと教育推進モデル校を指定し実践研究を行います。

また、さぬき市や香川県を題材とした社会科副読本を配布し、ふるさとに対する理解と愛着を深めるとともに、市内の歴史や文化財施設等について学習する活動を支援します。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	「ふるさと教育推進モデル校」の指定			
	ふるさと教育推進事業として、地域教材活用に係る費用を支援			
	社会科副読本「わたしたちのさぬき市」の充実			
指標等	ふるさと教育推進事業 (小学校における地域 学習)の活用率	ふるさと教育推進事業 (小学校における地域 学習)の活用率	ふるさと教育推進事業 (小学校における地域 学習)の活用率	ふるさと教育推進事業 (小学校における地域 学習)の活用率

地域の歴史と伝統文化の伝承

地域に伝わる伝統文化や伝統芸能を受け継ぐ若い人材が不足しつつある中で、担い手の育成を支援し、伝統文化の継承・発展に努めます。また、雨滝自然科学館や歴史民俗資料館等、市内にある資料館を更に有効活用できるように努め、歴史上の人物も含めて、地域の歴史や伝統文化を分かりやすく伝え、郷土愛を育む機会を多く提供できるよう取り組みます。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	伝統文化や伝統芸能の担い手育成支援			
	雨滝自然科学館・歴史民俗資料館での分かりやすい展示			

指標等	資料館利用回数	資料館利用回数	資料館利用回数	資料館利用回数
-----	---------	---------	---------	---------

地域資源を活用した特色ある事業の充実

へんろ88ウォークは、四国八十八箇所上がり3か寺を活用した、他にはないさぬき市ならではのスポーツ事業です。情報発信や運営の在り方を検証しながら実施することにより参加者の増加を図り、より市民に親しまれ、愛される行事となるよう努めます。

そのほか、文化資源や観光名所等その地域にある資源を活用し、誰もが気軽に参加し、楽しむことができ、地域に誇りを持つことができる文化事業、スポーツ事業の取組を支援します。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	へんろ88ウォークの実施			
	地域資源を活用した文化・スポーツ事業の支援			
指標等	へんろ88ウォーク参加者数	へんろ88ウォーク参加者数	へんろ88ウォーク参加者数	へんろ88ウォーク参加者数

(2) 文化財の積極的な保存と活用

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策25「歴史・文化の伝承」(P86)】

文化財資料の把握と調査

文化財資料の現状に関する調査を継続的に行い、その保存と活用のための基礎資料を充実させていきます。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	文化財資料の現状調査(考古、民俗、古文書資料)			

文化財資料の保存と活用の推進

文化財資料の保存と整備を進めます。また、文化財調査によって得られた成果を現地説明会や講演会等を通じて積極的に公開・活用することにより、市民が文化財に親しみ、その価値への理解を深められるよう取り組みます。

- 古墳群保存管理計画を策定し、計画に沿った保存管理と活用を行います。
- 市内の札所寺院及び遍路道の国史跡指定に向けた取組を推進することにより、「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録への環境整備に努めます。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	定期的な現地説明会・講演会等の開催			
古墳群保存管理計画の策定		古墳群保存管理計画に基づく古墳群の保存管理及び活用		
市内の札所寺院及び遍路道の国史跡指定に向けた取組の実施				
保存・展示活用施設の検討				
指標等	説明会・講演会等の開催数	説明会・講演会等の開催数	説明会・講演会等の開催数	説明会・講演会等の開催数

(3) 家庭・地域の人材等を活用した取組の充実

【市総合計画中期基本計画における位置付け:基本施策23「家庭と地域の教育力の強化」(P82)】

地域と連携した学校運営協議会の推進

学校・家庭・地域の連携・協働による学校づくりを推進し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を目指して、学校運営協議会制度の導入に努めます。そのため、コミュニティ・スクールの立ち上げ事例や効果的な取組等について、学校や地域に情報を発信していきます。

また、地域人材等の積極的な活用に向け、学校支援ボランティアとの連携を図るとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域学校協働活動の推進に努めます。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	学校運営協議会設置に向けた取組の推進			
指標等				コミュニティ・スクール (学校運営協議会設置 学校)3校以上

家庭教育の啓発と推進

子どもたちが望ましい生活習慣や学習習慣を身に付けることができるよう、その実態把握に努め、新しい施策の検討、実施に努めます。

また、保護者が家庭教育について気軽に語り合える場を設け、子育て家庭相互の交流を図るほか、就学・就園前家庭教育講座や「親育ちプログラム」を実施して、親子で参加する野外活動や工作・実験といった体験活動の機会を提供するなど、あらゆる機会を通じて保護者に対して情報提供・啓発を行い、家庭の教育力の向上を目指します。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	就学・就園前家庭教育講座の開催			
				家庭教育実態把握・まとめ・見直し
	親育ちプログラムなど、各種講座・教室開催、啓発情報提供			
指標等	就学・就園前家庭教育講座実施校・園数	就学・就園前家庭教育講座実施校・園数	就学・就園前家庭教育講座実施校・園数	就学・就園前家庭教育講座実施校・園数

放課後子ども教室・学校支援ボランティア等の充実

安全で安心な子どもたちの活動拠点（居場所）づくりの一環として進めてきた放課後子ども教室については、2019（平成31）年度から全ての小学校区において実施します。今後、更に内容の充実を目指すとともに、放課後児童クラブとの連携や一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置について検討します。

また、学校支援ボランティアの組織化、ネットワーク化を進めるとともに、ボランティア・コーディネーターの育成を推進し、保護者や地域住民の教育活動への参画と子どもの教育支援の充実を図ります。

更に、これまでの、地域による学校への「支援」から、地域と学校との「連携・協働」に向けての取組を充実させていきます。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	放課後子ども教室実施校区の拡大	放課後子ども教室の充実		
	学校支援ボランティアの充実			
	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携、一体型の検討			
指標等	・放課後子ども教室実施校区数 ・学校支援ボランティア利用学校数	・放課後子ども教室実施校区数 ・学校支援ボランティア利用学校数	・放課後子ども教室実施校区数 ・学校支援ボランティア利用学校数	・放課後子ども教室実施校区数 ・学校支援ボランティア利用学校数

子ども会活動等の支援

地域住民が、「地域の子どもは地域で育てる」という意識を共有できるよう努め、子どもが会う様々な体験が学校内だけに留まることのないよう、学校外での体験活動の充実に努めます。そのため、子ども会活動をはじめとした、子どもたちに様々な体験を提供する団体の活動を支援するとともに、その活動の担い手となる人材を発掘し、育成します。

なお、子ども会活動については、少子化の影響により単位子ども会での活動が難しくなっていることから、さぬき市子ども会育成連絡協議会の活動を支援することにより、他の単位子ども会や学校児童との交流事業等が実施できるよう支援します。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	子ども会活動等の育成・支援			

(4) 国内友好都市等交流事業の推進

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策27「交流事業の推進」(P90)】

北海道剣淵町との交流

気候や風土・文化の異なる地域の人々と交流することは、子どもにとって大きな刺激となり、視野を広げるとともに、ふるさつを見直すきっかけにもなる貴重な体験です。また、ホームステイを通じて家族や友だちを大切に思う心を養うことができます。参加児童数の減少という課題はありますが、これからも、さぬき市の小学生と友好都市である北海道剣淵町の小学生との交流事業を継続します。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	さぬき市受入	剣淵町訪問	さぬき市受入	剣淵町訪問
	参加児童数の減少に対応した交流方法についての検討			
	さぬき市児童の募集方法の検討			
指標等	受入家庭数	訪問児童数	受入家庭数	訪問児童数

方針3 あらゆる市民の人権を尊重し、協調と連帯の心を持つひとづくり

人権とは、人々の生存と自由が確保され、それぞれの幸福を追求する権利です。多様化・複雑化する社会においては、これまで以上に人権を尊重し、協調と連帯の心を持つことが重要です。子どもから高齢者まで、性にかかわらず、障害者、外国人等、あらゆる市民が相互に受け入れ合いながら、認め合い、助け合い、学び合う心を育みます。(『さぬき市教育大綱』)

主要な施策

- (1) 人権教育・啓発活動の推進と充実
- (2) 各学校（園）における人権教育推進体制の構築
- (3) いじめや不登校問題等への対応
- (4) 経済的援助による就学・進学支援の推進

(1) 人権教育・啓発活動の推進と充実

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策29「人権教育の推進」(P94)】

人材育成、資質向上及び自主活動への支援

人権・同和教育の推進者としての人材育成やリーダーの養成事業の取組、資質向上及び自主活動等を支援します。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	人権まなび講座の継続的な実施（年6回開催）			
	人権出前講座の周知及び実施			
	人権・同和教育研究グループへの支援			
指標等	<ul style="list-style-type: none"> 人権まなび講座の参加回数5回以上の人数 人権出前講座の実施回数年3回 研究グループへの参加者数 			

さぬき市人権・同和教育研究協議会の充実

さぬき市人権・同和教育研究協議会は、市内の教育機関、社会教育関係団体、事業所、行政機関及び市民で構成され、人権・同和教育の推進に中心的な役割を果たしています。

人権・同和教育問題の解決に向けて市全体で取り組む意識や態度を高めていくため、この組織の活動が更に実効性のあるものとなるよう、組織内の連携を強化し、実践力の向上に取り組めます。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	人権・同和教育研究大会の開催により、会員相互の連携を強化			
指標等	<ul style="list-style-type: none"> 人権・同和教育研究大会の参加事業所の参加率 人権・同和教育研究大会の参加企業数 人権・同和教育研究大会の参加者数 			

人権教育・啓発に関する研修会等の実施

市民一人ひとりが同和問題をはじめとする様々な人権問題に対し、正しい理解と認識を深め、人権感覚や人権意識の向上につながる取組を実施します。また、人権問題を自分のこととして主体的に取り組めるよう、人権尊重の実践力を培う研修会等を実施します。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	教育委員会及びさぬき市人権・同和教育研究協議会による研修会の実施			
	人権啓発作品の募集			
	人権作品集の発行			
	作品展示・広報			
	各学校（園）が行う人権学習の支援			
	啓発用教材の整備と活用			
	指標等	<ul style="list-style-type: none"> 人権作品の全応募数 市内幼稚園、小・中学校に占める人権講演会等の取組実施割合 教育委員会及びさぬき市人権・同和教育研究協議会が実施する研修会参加者数 	<ul style="list-style-type: none"> 人権作品の全応募数 市内幼稚園、小・中学校に占める人権講演会等の取組実施割合 教育委員会及びさぬき市人権・同和教育研究協議会が実施する研修会参加者数 	<ul style="list-style-type: none"> 人権作品の全応募数 市内幼稚園、小・中学校に占める人権講演会等の取組実施割合 教育委員会及びさぬき市人権・同和教育研究協議会が実施する研修会参加者数

(2) 各学校（園）における人権教育推進体制の構築

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策29「人権教育の推進」（P94）】

教職員の人権・同和教育研修及び現地学習会の充実

各学校（園）の教職員を対象とした系統性のある人権・同和教育を総合的に推進します。また、校種を超えた研修や若年者の研修のほか、現地学習会などの充実に取り組めます。

	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）	2021年度 （平成33年度）	2022年度 （平成34年度）
具体的な推進策	人権・同和教育担当者研修会の開催			
	新任・転任学校職員現地学習会の開催			
指標等	人権・同和教育担当者研修会開催数5回	人権・同和教育担当者研修会開催数5回	人権・同和教育担当者研修会開催数5回	人権・同和教育担当者研修会開催数5回

(3) いじめや不登校問題等への対応

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策22「学校教育の充実」(P80)】

いじめを許さない、いじめにいち早く気付く体制の構築

教育相談やアンケート等により、困っている子どもの声を迅速に把握するとともに、組織としてのいじめ認知と初期対応の充実、情報共有と共通実践に努めます。更に、いじめの重大事態が発生したときには、「さぬき市いじめ防止基本方針」に基づき適正に対応します。

また、全小・中学校でスクールソーシャルワーカーを活用したソーシャルスキルトレーニングを行うことにより、児童生徒の社会性や倫理観の向上を図ります。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	いじめアンケート等の教育相談に関するアンケートの実施			
	教職員等との定期的な教育相談の実施			
	全小・中学校でスクールソーシャルワーカーを活用したソーシャルスキルトレーニングの実施			
指標等	いじめの重大事態の発生件数0(ゼロ)	いじめの重大事態の発生件数0(ゼロ)	いじめの重大事態の発生件数0(ゼロ)	いじめの重大事態の発生件数0(ゼロ)

教育相談体制や(異)校種間連携体制の充実

心身に問題を抱える児童生徒や教職員、保護者に対して、専門的な立場からの支援を行うため、全ての小・中学校に豊富な知識や経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員を配置し、教育相談体制の充実を図ります。

更に、中学校区ごとに各学校の教育相談担当教員が情報交換できる連絡会を定期的に(年3回以上)開催することで、教員同士の共通理解・共通実践が行えるようにします。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	スクールカウンセラーの配置			
	スクールソーシャルワーカー・心の教室相談員の充実			
	中学校区ごとの教育相談担当教員情報交換会の実施			
指標等	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒の数 小学生2.4人 中学生26.8人	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒の数 小学生2.4人 中学生26.8人	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒の数 小学生2.4人 中学生26.8人	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒の数 小学生2.4人 中学生26.8人

(4) 経済的援助による就学・進学支援の推進

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策23「家庭と地域の教育力の強化」(P82)】

就学に対する経済的支援の実施

児童生徒の教育の機会均等を図るため、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、新入学児童等学用品費、校外活動・修学旅行費、学校給食費、PTA会費、クラブ活動費など学校生活に必要な費用の援助を行います。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	就学援助制度の実施			

進学に対する経済的支援の実施

進学の意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により高等学校や大学等への修学が困難な人に対して、支援を行います。

市の奨学金制度については、申請や返還に係る手続等を見直し、利用しやすい仕組み作りに努めます。

また、国において、高等教育無償化の方針も掲げられていることから、奨学金に限らず、教育に係る市民の負担を軽減し、市の将来を担う人材を育てるという点で、真に必要な効果のある支援制度の在り方を検討します。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	高等教育無償化の実施に合わせた支援制度の検討		高等教育無償化の実施に合わせた支援制度の実施	
利用しやすい奨学金制度の在り方の検討				
指標等	奨学金返還金（現年分） 回収率 100%	奨学金返還金（現年分） 回収率 100%	奨学金返還金（現年分） 回収率 100%	奨学金返還金（現年分） 回収率 100%

方針4 生命の尊重と健康の増進に努め、活力ある心身を育むひとづくり

活力ある心身は、学びの基本です。市民が学校教育だけではなく、生涯スポーツや読書に親しみ、伝統芸能・文化芸術等に触れる機会を確保することにより、豊かな感性と健康で活力ある心身を求める意欲を育みます。また、食育や栄養教育、栽培体験などを通して、健康に生きていくための知識や技能とともに、他者、そして、自らの生命を尊重する心を育みます。(『さぬき市教育大綱』)

主要な施策

- (1) 読書を通じた学びへの支援
- (2) 学校における体力づくりの推進
- (3) 学校保健の充実と生きる力を育む食育、防災教育の推進
- (4) 地域スポーツ団体の育成と生涯スポーツの定着化
- (5) 芸術文化活動の振興と自主的な活動の推進
- (6) 青少年健全育成活動の推進

(1) 読書を通じた学びへの支援

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策24「生涯学習・スポーツの推進」(P84)】

図書館活動の充実

市民の多様化するニーズに応え、求められた資料や情報を迅速に提供するために、一層の図書等の充実に努めるとともに、知識や技術、経験を持った図書館員を育成します。また、子どもや高齢者、体の不自由な方など、誰もが利用しやすい図書館となるよう、サービスの充実に努めます。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	計画的な図書等の収集（2館で役割を分担した収集、助成制度の活用等）			
	図書館サービスをより利用しやすい取組の実施			
	図書館員の育成			
指標等	新規購入図書冊数	新規購入図書冊数	新規購入図書冊数	新規購入図書冊数

子どもの読書活動の推進

子どもが本と出合うことにより豊かな心を育み、また情報を読み解く読解力を身に付けることは、生涯にわたって学び考え、自立して生きる力をもつ助けとなります。「さぬき市子ども読書活動推進計画」に基づき、「家庭、学校、地域等における取組」、「読書環境の整備と充実」、「関係機関・団体の連携と協力」、「啓発・広報活動」を基本として、次のような取組のほか、計画に掲げた取組を積極的に推進することにより、子どもが読書への関心を持てるよう努めます。

- 図書館員が学校などへ出向き、読み聞かせやブックトークなどを行います。
- 司書教諭や支援員など学校図書館に携わる人を対象に、図書館業務に関する相談を受け付け、また必要な技術についての研修会を開催します。
- 既に活動しているボランティアのスキルアップと新たな人材発掘のため、定期的にボランティア養成講座を実施します。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	推進計画に基づく子どもの読書活動の効果的な実施			
		推進計画の見直し・新しい計画の作成	推進計画に基づく子どもの読書活動の効果的な実施	
指標等	学校図書館等への協力・支援活動回数	学校図書館等への協力・支援活動回数	学校図書館等への協力・支援活動回数	学校図書館等への協力・支援活動回数

学校図書館活動の充実

学校図書館活動支援員を活用し、学校図書館の環境を充実させ、学校図書館等の効果的な活用に努めます。全ての小・中学校で、毎日10分以上又は週50分以上の読書の時間を設定することで、児童生徒の読書活動への意欲化を図ります。また、幼稚園においても、絵本や物語などに親しむ時間を確保します。

そのほか、学校図書館活動支援員の資質向上を図るため、研修の充実に努めます。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	全ての小・中学校で読書の時間を毎日10分以上又は週50分以上実施			
	学校図書館活動支援員に対して年間2回の研修会を実施			
	全ての幼稚園で絵本や物語などに親しむ時間の確保			
	本と親しめる空間や読み聞かせの機会の確保			

(2) 学校における体力づくりの推進

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策22「学校教育の充実」(P80)】

学校における体力向上に関する指導の充実

全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果や、香川県体力・運動能力調査の分析結果から、各小・中学校の課題に応じた、体力向上に向けた取組の見直しを行います。

体育科の授業や業間等の時間を利用した体力づくりの時間を十分に確保し、各小・中学校で特色のある体力づくりを計画・実践します。

また、中学校における部活動の運営費や物品購入費などの保護者負担を軽減し、生徒が安心してスポーツに取り組めるよう、活動費の助成を行うほか、また、一定規模以上の大会等に出場することが決定した場合に参加経費の一部を補助する事業を継続します。

なお、中学校の部活動については、生徒数が減少傾向にある中で、その活性化の在り方を検討していきます。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な 推進策	国・県体力・運動能力調査の結果分析による課題の把握			
	各小・中学校の課題に応じた特色ある体力づくりの計画・実践			
	中学校部活動への活動費助成			
	一定規模以上の大会参加に係る参加経費の一部補助			

(3) 学校保健の充実と生きる力を育む食育、防災教育の推進

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策22「学校教育の充実」(P80)】

生活習慣病予防対策の推進

食生活の乱れや運動不足からくる肥満、高血圧、脂質異常症、糖尿病等の小児生活習慣病が近年問題になっています。保護者の同意のもと、小児生活習慣病予防健診を実施し、早期発見、予防に努めます。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	小児生活習慣病予防健診の実施(小学4年生対象)			
		小児生活習慣病予防健診の実施(中学1年生対象)		
	課題のある児童生徒への再検査と学校医による指導・フォロー			
指標等	小児メタボリックシンドローム児童数等の追跡調査	小児メタボリックシンドローム児童数等の追跡調査	小児メタボリックシンドローム児童数等の追跡調査	小児メタボリックシンドローム児童数等の追跡調査

「早寝早起き朝ごはん」運動の推進

子どもたちの生活習慣の乱れが学習意欲、体力、気力の低下の一因として指摘されています。子どもたちの基本的な生活習慣を確立し、生活リズムを向上させるため、学校と家庭、地域とが連携して「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	「早寝早起き朝ごはん」運動の推進			

学校栄養教諭等による食に関する指導の充実

子どもたちの心身の調和的発達を図るためには、運動を通して体力を養うとともに食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要です。そのため、栄養教諭等を活用した食に関する指導の充実を図ります。

食に関する指導に当たっては、学校（園）と連携して発達段階に合わせた活動・指導を実施するとともに、家庭教育学級や試食会、学校保健委員会などで保護者への指導に努めます。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	学校栄養教諭等による食に関する指導の実施			
指標等	学校栄養教諭等による計画的な食に関する指導の実施率 100%	学校栄養教諭等による計画的な食に関する指導の実施率 100%	学校栄養教諭等による計画的な食に関する指導の実施率 100%	学校栄養教諭等による計画的な食に関する指導の実施率 100%

地産地消の取組を通じた食育の推進

学校給食が生きた教材として食育に結び付くよう、地域で収穫される旬の食材を使用した給食の提供に努め、生産者を招いた交流給食や香川県産食材を紹介する資料の配付等を実施します。また、献立表をホームページに掲載するなどして、保護者等への周知に努めます。

更に、生産者との結び付きを深めるための活動を関係機関などと連携して推進します。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	交流給食の実施・地元食材の紹介資料の配付・献立のHP掲載			
生産活動体験の推進				

指標等	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産物紹介ポスター一年4回発行 ・地場産物使用割合（食材数ベース）34%以上 ・生産活動体験実施学校1校以上 			
-----	--	--	--	--

防災教育の推進

危機に直面したとき、自らの的確な判断により、素早く安全に行動できる児童生徒を育みます。そのため防災に関する教科指導の充実を図るとともに、校内外の危険箇所のマップづくりなどを通して地域と連携した防災教育の推進に努めます。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
指標等	警察署・消防署・防災士等、外部機関と連携した訓練の実施 100%	警察署・消防署・防災士等、外部機関と連携した訓練の実施 100%	警察署・消防署・防災士等、外部機関と連携した訓練の実施 100%	警察署・消防署・防災士等、外部機関と連携した訓練の実施 100%
具体的な推進策	各学校における防災教育計画の見直し			
具体的な推進策	防災に関する教科指導の充実（社会科、理科、家庭科等）			
具体的な推進策	地域と連携した防災訓練・マップづくりの継続的な実施			

(4) 地域スポーツ団体の育成と生涯スポーツの定着化

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策24「生涯学習・スポーツの推進」(P84)】

各種スポーツの奨励

健康づくりや体力づくりのため、市民が各種スポーツ大会及び教室に参加できるよう市体育協会等と連携して取り組んでいきます。また、幼児から高齢者まで幅広く楽しむことができ、市民が地域の中でスポーツを身近に感じることのできるようなスポーツ活動を推進します。その際、大きな役割を担うスポーツ推進委員の確保・育成に努め、その活動を広く周知するよう努めます。

また、競技者の意欲を高め、競技力の向上を図るため、全国大会などの大きな大会に参加する選手等に対しては、賞賜金制度を用いて支援を行います。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	気軽に参加できるニュースポーツ教室の実施			
	地域スポーツ行事へのスポーツ推進委員の派遣			
	賞賜金制度の実施			
	スポーツ推進委員の確保・育成			
指標等	・ニュースポーツ教室の実施回数 ・賞賜金交付件数	・ニュースポーツ教室の実施回数 ・賞賜金交付件数	・ニュースポーツ教室の実施回数 ・賞賜金交付件数	・ニュースポーツ教室の実施回数 ・賞賜金交付件数

スポーツ団体・指導者の育成と支援

専門的な指導力を持った指導者を育成する講習会等を開催します。また、地域の各スポーツ団体が、より活発に自主活動を行うことができるよう環境づくりに努め、助言や指導などの支援を行います。特に、青少年の健全育成を目的とした市スポーツ少年団については、競技志向になりすぎないように、各種会合等でその意義、目的を周知し、指導者や育成者の意識改革に努めます。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	各種スポーツ団体への助言、指導等の支援			
指導者育成のための講習会、研修会等の実施				
指標等	講習会・研修会の実施数	講習会・研修会の実施数	講習会・研修会の実施数	講習会・研修会の実施数

社会体育施設の整備と充実

社会体育施設は、市民のスポーツ活動やレクリエーション活動の拠点であり、市民が快適に安心して利用することができるよう、適切な維持管理と効率的な運営を行います。全体的に施設の老朽化が進んでおり、『さぬき市公共施設再生基本計画』に基づき類似施設の統廃合を検討するとともに、既存施設の長寿命化計画の策定に向けて準備を進めます。

また、市民が身近なところでスポーツ活動を快適に行えるよう市内全ての小・中学校の体育施設を開放できるよう取り組みます。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	体育施設の適切な維持管理、耐震診断			
今後の施設の在り方の検討				
学校体育施設の開放				
長寿命化計画策定の準備				

(5) 芸術文化活動の振興と自主的な活動の推進

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策25「歴史・文化の伝承」(P86)】

芸術家への支援と優れた芸術に触れる機会の市民への提供

芸術家に対し活動の場を提供するなどの支援を行うとともに、市民に優れた芸術に触れる機会を提供にできるよう努め、芸術文化活動の裾野を広げる取組を推進します。

これまで、若い芸術家を対象として展覧会を企画するなどの取組をしてきましたが、今後は年齢層を限定せず、市内で活動する芸術家の把握に努め、「21世紀館さんがわ」における展覧会の開催など、その活動を支援していきます。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	市内で活動する芸術家の把握			
芸術家の個展やグループ展の開催				
指標等	・展覧会の件数 ・観覧者数	・展覧会の件数 ・観覧者数	・展覧会の件数 ・観覧者数	・展覧会の件数 ・観覧者数

自主的な芸術文化活動の支援

文化協会をはじめとした文化団体への活動助成など、市民の自主的な芸術文化活動を支援します。また、こうした団体の活動を広く周知することにより、会員数の増加を図り、活性化に努めます。

具体的な推進策	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
	文化協会等の文化団体へ自主的な活動の推進			

(6) 青少年健全育成活動の推進

【市総合計画中期基本計画における位置付け：基本施策26「青少年の健全育成」(P88)】

関係機関と連携した青少年健全育成活動の実施

学校、警察及び関係機関との連携により、非行や不良行為の早期発見と防止に努めます。また、青少年のたまり場等、青少年の健全な成長を妨げる環境を把握し、有害図書等の回収や重点パトロールなどにより環境の浄化に努めます。更に、補導体験活動や啓発用標語の募集など、広報・啓発活動を推進します。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	通常巡回及び特別巡回の実施			
	青少年健全育成講演会の開催			
	広報・啓発活動の推進			
	インターネット利用に係る犯罪被害防止対策			
指標等	・連絡会・ケース会実施回数 ・巡回補導回数	・連絡会・ケース会実施回数 ・巡回補導回数	・連絡会・ケース会実施回数 ・巡回補導回数	・連絡会・ケース会実施回数 ・巡回補導回数

地域ぐるみで取り組む安全・安心な環境づくり

警察、学校及び市民等から寄せられた不審者情報について、安全・安心コミュニティシステムを通して保護者に向けた注意喚起のメール配信を行います。また、不審者のあらわれにくい環境づくりに向けて、こどもSOSの取組を継続するとともに、登下校時の見守りをはじめ、地域ぐるみで安全・安心づくりを推進します。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	不審者情報の正確で迅速な情報収集と情報提供			
	「子どもSOS」設置場所の維持			
	登下校時の見守り、巡回及び街頭補導			
指標等	「子どもSOS」設置所数	「子どもSOS」設置所数	「子どもSOS」設置所数	「子どもSOS」設置所数

相談・支援活動の充実

適応指導教室において児童生徒の支援に努めるとともに、不登校や引きこもりの児童生徒、その保護者等に対して、学校、家庭及び関係機関等と連携して相談活動を推進し、悩みの解決を図ります。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
具体的な推進策	学校・家庭・関係機関等との連絡会・ケース会の開催⇒実態把握に基づく活動の推進			
	適応指導教室「FINE」の充実			
	臨床心理士によるカウンセリングの実施			
指標等	臨床心理士によるカウンセリングの実施回数	臨床心理士によるカウンセリングの実施回数	臨床心理士によるカウンセリングの実施回数	臨床心理士によるカウンセリングの実施回数

第3章 教育施策の実現に向けて

教育をめぐる課題は、社会情勢の変化に伴い複雑化・多様化しています。教育委員会は、前章で掲げた施策を確実に実現し、また、新たな課題に的確に対応するため、次のような取組を継続します。

① 学校現場の状況の把握

計画的な学校訪問日だけでなく、学校行事などの機会を捉えて、積極的に教育長及び教育委員が学校現場を訪れ、状況の把握に努めます。

② 社会教育施設や文化施設の状況の把握

学校以外の教育施設についても、その実態や問題点を詳しく把握するため、市内の各種教育施設において教育委員会を開催するほか、視察・訪問を行います。

③ 市長と教育委員会の情報・意見交換

多岐にわたる教育行政を推進するためには、市全体としての取組が必要です。また、教育委員会だけでは十分に対応できない分野については、市長事務部局との連携がますます重要となっています。このことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき設置される総合教育会議をはじめ市長と教育長及び教育委員との教育の現状と課題についての意見交換の場を持ちます。

④ 情報収集と自己研さん

多様化・複雑化する課題に対し、教育長及び教育委員が共通認識を持ち、的確に対応するため、関係機関が主催する研修会等へ積極的に参加するほか、自己研さんに努めます。

⑤ 情報発信

教育は、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要とされています。取組の内容や結果について積極的に情報発信し、市民の意見や要望に耳を傾けながら、教育行政を推進していきます。

◀ 付 録 ▶

- 用語の解説
- さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- さぬき市教育振興基本計画策定委員会委員名簿
- 策定過程

用語の解説

あ

異校種間交流（p 11）

幼稚園、小学校、中学校などが、各学校の教育活動の充実に資することを目的として、それぞれの学校の役割の基本を再確認し、教育の円滑な接続に配慮した教育を相互に連携・協力し合って推進する活動。

栄養教諭（p 36）

食に関する指導と学校給食の管理を行うと同時に、食育の推進において各学校の指導体制の要としての役割を担う教諭。

親育ちプログラム（p 20、21）

子育て中の親支援プログラムで、参加者の悩みや関心のあることをグループで話し合い、必要に応じてテキストを参照して自分に合った家庭教育の在り方を学ぶプログラム。

か

香川県体力・運動能力調査（p 34）

児童生徒の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育の指導と行政上の資料を得ることを目的として、香川県が実施する体力調査。小・中学校全学年の男女児童生徒の全測定データをもとに調査を行う。

学校規模と配置の適正化（p 11）

少子化等による学校・学級の小規模化は、児童生徒の学校における社会の形成者としての資質の育成や個々の能力を最大限に伸長することに様々な影響を及ぼすことが考えられるため、より良い教育環境に整備し、教育効果の向上を図ることを目的として適正な学校規模に再編整備すること。

学校支援ボランティア（p 20、p 21）

学校が必要とする様々な活動を支援する地域住民によるボランティア。地域・家庭・学校が一体となって子どもたちを育てることを目的とした、いわば、「学校の応援団」。

学校図書館活動支援員（p 33）

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用を促進するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。学校図書館法に規定する学校司書に該当する。

学校訪問・要請訪問（p 6）

計画的に、又は学校からの要請に応じて、教育長や教育委員会委員、指導主事等が学校を訪問し、授業や学校運営に関して、指導・助言をする取組。

学校保健委員会（p 35）

学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための仕組み。

校長、養護教諭・栄養教諭などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師のほか、保護者や児童生徒、地域の保健関係機関の代表などが参加する。講演会等を開催することもある。

家庭教育学級（p 36）

教育委員会やPTA等が中心となって行う事業であり、子どもの心理的・身体的発達、基本的生活習慣の形成、家族の人間関係、親の態度・役割、学校教育との連携など、家庭教育に関するテーマを親が幅広く学ぶ機会を提供する取組。名称が異なる場合もあるが、小・中学校、幼稚園等で行われている。

危機管理マニュアル（p 12）

学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、園児・児童生徒の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を共通に理解するための学校安全計画及び危険等発生時対処要領。

なお、保育所及びこども園でも同様のマニュアルを策定している。

学校教育の情報化（p 12）

情報セキュリティの確保を大前提として、授業・学習面と校務面の両面でICT（インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジーの略）を積極的に活用し、教育委員会・学校の取組を効果的に支援すること。

業間（p 34）

授業と授業の間の時間を言い、10分程度を設定している。2校時と3校時の間を20分程度に延長し、体力づくりや異学年交流の時間として活用している学校もある。

教職員（p 11、p 27、p 28）

小・中学校、幼稚園、こども園において、校務（園務）、教育及び保育をつかさどる職員のこと。校長（園長）、教頭、教諭、養護教諭、保育教諭等のほか事務職員や管理員、支援員等も含む。

教員等のキャリアステージ（p 11）

教員等の経験年数に応じた段階のこと。

香川県では、『香川県教員等人材育成方針』（2017年（平成29）年9月策定）において、教員等のキャリアステージを「基礎期」（採用から6年目まで）、「発展期」（7年目から20年目まで）、「深化期」（21年目以降）の3段階に区分し、職種別に指標を設定している。

教職員の働き方改革プラン（p 11）

全国的に学校現場における教職員の長時間勤務が常態化していることが明らかになったことを受け、文部科学省が取りまとめた「学校における働き方改革に関する緊急対策」（2017（平成29）年12月）等を参考に、各教育委員会がその実情に合わせて、学校の業務改善の取組を実施するためのプラン。教職員の業務の範囲の見直しや意識改革、ICT環境の充実による業務の効率化等がその内容となる。

県学習状況調査（p 6）

全国学力・学習状況調査とは別に、2002（平成14）年から香川県が独自に行っている調査。県内の児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握し、指導方法の工夫・改善に役立てるとともに、児童生徒の理解の程度に基づく個に応じた指導などにつなげることを目的としている。県内公立学校の小学校第3学年から中学校第2学年までの全ての児童生徒を対象とする。

言語活動の充実（p 6）

言語活動とは、「話す、聞く、読む、書く」といった、音声や文字を使って表現し、また、それらを理解する活動のこと。

小・中学校の学習指導要領では、「言葉は児童生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるもの」とされている。そして、このような言語の能力の育成を図るため、「国語科を要としてつ各教科等の特質に応じて、児童生徒の言語活動を充実する」ことが示されている。

現職教育主任（p 11）

小・中学校において、校長の監督を受けながら、教職員の識見を高め、指導力の向上等を目的とした研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言を行う教諭で、教育委員会が任命する。

高等教育無償化（p 30）

「新しい経済政策パッケージ」（2017（平成29）年12月閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018（平成30）年6月閣議決定）において導入することとされている高等教育の負担軽減方策。経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低く、また、最終学歴によって平均賃金に歴然とした差があるという現状に対し、貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐことのほか、少子化対策に資することを目的としている。具体的には、低所得者世帯の子どもに限定して、大学、短大、高等専門学校、専門学校の授業料減免及び給付型奨学金による支援対象者及び支援額を拡大することとしている。

公民館機能（p 14）

社会教育法では公民館の目的は、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」と規定されている。しかし、質の高い学習を保障するための設備や機器の整備が十分に行われてこなかったことや、貸し館業務を中心とした施設運営などの影響から、趣味教養的な講座への偏りや主婦層・高齢者層などの利用者の偏りなどが指摘されている。今後は、社会の要請に的確に対応し、地域住民全体が気軽に集える、コミュニティのためのサービスを総合的に提供する拠点へと変化することが求められている。

心の教室相談員（p 28、29）

児童生徒が悩み等を抱え込まず、心にゆとりを持てるような環境づくりのために、日

常の学校生活の中で悩みなどの相談にのったり、気軽な話し相手となったりすることを目的に配置された職員。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（p 20）

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校のことであり、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、学校・保護者・地域が協働して「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、2017（平成 29）年 4 月から学校運営協議会の導入が教育委員会の努力義務とされた。

さ

社会科副読本（p 17）

小学校 3・4 年生の社会科学習において、子どもたちが住む地域を調べたり、見学・体験学習を行う際の資料や教科書の補助的教材として作成された図書のこと。

就学支援シート（p 9、10）

子どもの発達や日常生活、集団生活において気になる点を、幼稚園・保育所（園）・家庭等から小学校あてに知らせるためのツール。

就学・就園前家庭教育講座（p 20、21）

就学・就園前の子どもを持つ保護者を対象に学習機会や情報を提供する取組。多くの保護者が参加する機会を捉えて積極的な啓発を実施する。

賞賜金制度（p 38）

市民の健全なスポーツの振興及び競技力の向上を図るため、全国大会以上のアマチュアスポーツの各種競技大会に出場する個人に対して、スポーツ振興賞賜金を交付する市の制度。

小児生活習慣病（p 35）

子どもに見られる高血圧症、糖尿病、高脂血症などの病気。大人に発症するとされていたものが子どもにも増えていることからこのような名称が付けられた。偏った食事や運動不足、ストレスなどが関係していると言われる。

小児メタボリックシンドローム（p 35）

メタボリックシンドロームは、内臓脂肪型の肥満であり、血圧や血糖値などが高い状態をいう。厚生労働省の研究班が小児についても診断基準を定めている。小児メタボリックシンドロームを防ぐには、生活習慣の改善が重要とされる。

スクールカウンセラー（p 28、29）

教育機関において、児童生徒、保護者、教師の相談にのる臨床心理士などの心理相談業務に従事する心理職専門家。学校カウンセラーと呼ばれることもある。

スクールソーシャルワーカー（p 28、29）

教育機関において、不登校や家庭内暴力など子どもが抱える問題に対し、主に福祉的

な視点から解決を図る福祉職専門家。学校と家庭、地域の橋渡しや行政や病院など外部機関同士のつなぎ役を果たすこともある。

全国学力・学習状況調査（p 6）

小中学生の学力・学習状況を把握・分析し、学校教育の充実・改善に役立てるために、文部科学省が全国規模で実施している調査。小学6年生と中学3年生の児童生徒を対象に毎年4月に実施。国語、算数・数学、英語（隔年で理科も実施）の学力テストと学習・生活環境のアンケート調査を行う。

全国体力・運動能力・運動習慣等調査（p 34）

全国の小学5年生、中学2年生のうち、一定数を抽出して分析する抽出調査。

早期からの教育相談・支援体制構築事業の推進（p 9）

特別な支援が必要となる可能性のある子どもや保護者に対し、早期から情報提供や相談会を実施し、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築する施策のこと。

早期支援コーディネーター（p 9、10）

教育・保育・福祉・保健・医療といった地域での連携の推進役として、相談支援体制構築のための取りまとめや連絡・調整、情報収集の担当者のこと。

ソーシャルスキルトレーニング（p 28）

社会で人と人が関わりながら生きていくために欠かせない技能（スキル）を身につける訓練のこと。人に何かをお願いしたり断ったりするなどのコミュニケーションに関わる技能のほか、決まった時間に歯を磨くなど、日常生活に関わる技能が対象となる場合もある。

た

地域学校協働活動（p 20）

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。従来の、地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指している

長寿命化計画（p 39）

施設の点検・診断の結果を踏まえて策定する、当該施設の長寿命化の計画。厳しい財政状況の中で戦略的に施設の維持管理・更新等を推進するために策定するものであり、従来の改築中心から長寿命化への転換により中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化を目指す。

政府が策定した「インフラ長寿命化基本計画」（2013（平成25）年策定）に基づくものであり、国、地方公共団体等が所有、管理する全ての施設について、個別の長寿命化

計画の策定が求められている。

適応指導教室（p 4 2）

長期欠席をしている不登校児童生徒を対象に、公的な施設において集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談や適応指導を行うことにより、その学校に復帰できることを目標に運営している教室のこと。

特別の教科 道徳（p 7）

小学校では2018（平成30）年4月から、中学校では2019（平成31）年4月から教科化された道徳科のこと。学校教育法施行規則や小・中学校の学習指導要領において「特別の教科 道徳」と示されている。道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行われるという点等で他の教科と大きく異なっており、道徳科はその道徳教育の要であることから、特別の教科と位置付けられている。

特別支援教育（p 9）

障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行うもの。2007（平成19）年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において障害のある幼児・児童生徒の支援をさらに充実していくこととなっている。

特別支援教育支援員（p 9）

発達障害などにより学校生活において特別な支援を要する児童生徒の学習活動上のサポートを行う職員。

な

ニュースポーツ（p 3 8）

技術やルールが比較的簡単で、誰でも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として、新しく考案されたり紹介されたスポーツのこと。数百種目以上あるといわれ、グラウンド・ゴルフやソフトバレーボールもその例。

は

ふるさと教育（p 1 7）

郷土や先人の営みを学ぶ学習。ふるさとの自然や歴史、文化に対する理解を深め、それらを尊重し、更に継承発展させようとする意欲や態度を培うこと、また、それにより地域社会の形成者としての資質を養い、将来への夢や目標をもって個性や創造性を発揮できる力を培うことを目的とする。

保育者（p 8、9）

本計画においては、幼稚園、保育所（園）及びこども園において、直接的に子どもの保育に携わる教諭や保育士等のことを指す。ただし、一般的には、保護者や幼稚園等のスタッフなど、乳幼児の保育に関わる全ての人を含める言葉として用いられる場合

もある。

放課後子ども教室（p 21）

小学校の余裕教室等を活用し、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに
行う学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組のこと。

放課後児童クラブ（p 21）

児童福祉法の規定に基づき実施される「放課後児童健全育成事業」のこと。保護者が
労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終
了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ることを目的とする。
学校の余裕教室や学校敷地内の専用施設、児童館内などで実施される。

なお、厚生労働省と文部科学省が連携して策定した「新・放課後子ども総合プラン」
(2018（平成30年）9月策定)では、放課後子ども教室と放課後児童クラブは、全て
の小学校区で一体的に又は連携して実施することを目指すとされている。

防災拠点施設（p 14）

平常時には防災に関する研修・訓練の場、地域住民の憩いの場等となり、災害時には、
防災活動のベースキャンプや住民の避難地となる施設。

防災に関する教科指導（p 37）

学校における防災教育は、安全教育の一環として行われる。小・中学校の学習指導要
領では、安全に関する指導は、児童生徒の発達段階を考慮して、体育科（保健体育
科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国
語活動（小学校）及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じ、学
校の教育活動全体を通じて適切に行うことが求められている。

ら

ライフステージ（p 14）

人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。家
族については、新婚期・育児期・教育期・子どもの独立期・子どもの独立後の夫婦期・
老後期・寡婦（夫）期などに分けられる。

さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するに当たり、市民、教育関係者、有識者等からの幅広い意見を計画に反映させるため、さぬき市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) さぬき市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) さぬき市立学校の教職員の代表
- (2) 社会教育関係者
- (3) P T A関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱した日から基本計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月15日から施行する。
- 2 この要綱は、基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱による最初の会議は、第5条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(2019（平成31年）3月27日失効)

さぬき市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(任期：2018（平成30）年8月7日～2019（平成31）年3月26日）

役 職	区 分	氏 名	備 考
委員長	学識経験者	しちじょうまさのり 七 條 正 典	高松大学副学長・発達科学部長
副委員長	学識経験者	み い しげあき 三 井 重 彰	香川県教育委員会義務教育課 スクールカウンセラー
	さぬき市立学校の教職員の代表	いわざわ のりゆき 岩 澤 徳 幸	小学校校長会会長 神前小学校長
	さぬき市立学校の教職員の代表	かわぐち はじめ 川 口 一	中学校校長会会長 長尾中学校長
	さぬき市立学校の教職員の代表	たにざわ かずこ 谷 澤 和 子	幼稚園長会会長 津田幼稚園長
	社会教育関係者	みよし しげき 三 好 成 其	さぬき市文化財保護協会会長
	社会教育関係者	と さ せいじ 土 佐 清 二	さぬき市体育協会事務局長
	社会教育関係者	みやもと つよし 宮 本 強	さぬき市人権・同和教育研究協議 会会長
	P T A関係者	しんがい せいじ 新 開 誠 司	さぬき市P T A連絡協議会会長
	P T A関係者	やまもと ちかげ 山 本 千 景	さぬき市P T A連絡協議会母親 代表委員会委員長

策定過程

- 2018（平成30）年 5月15日 さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱制定
- 2018（平成30）年 8月 7日 さぬき市教育振興基本計画策定委員会委員委嘱状交付
さぬき市教育振興基本計画策定委員会第1回会議
(1) 委員長等の選任について
(2) さぬき市教育振興基本計画の策定方針について
(3) さぬき市の教育行政の現状について
(4) さぬき市の教育振興基本計画の内容について
(5) その他
- 2018（平成30）年10月12日 さぬき市教育振興基本計画策定委員会第2回会議
(1) さぬき市教育振興基本計画（案）について
(2) その他
- 2018（平成30）年12月 4日 さぬき市教育振興基本計画策定委員会第3回会議
(1) さぬき市教育振興基本計画（案）について
(2) その他
- 2018（平成30）年12月20日 パブリックコメントの実施
～2019（平成31）年 1月18日
- 2019（平成31）年 2月 6日 さぬき市教育振興基本計画策定委員会第4回会議
(1) さぬき市教育振興基本計画（案）について
(2) その他
- 2019（平成31）年 3月26日 さぬき市教育委員会第12回定例会
議案第48号 さぬき市教育振興基本計画について

